

アフターサービスについて

この取扱説明書に書かれた保管・点検管理・使用状態において、品質上の不具合があった場合は、当該消火器の無料修理または無料にて新しい製品とお取替えいたします。
[但し、設計標準使用期限(製造後10年)を過ぎた消火器の無償交換はご容赦願います。]
ご質問やご不明なことがありましたら、お求めの販売店または当社お客様相談室にお問い合わせください。

宮田工業株式会社

〒253-8588 神奈川県茅ヶ崎市下町屋1-1-1
TEL(0467)85-1210 (お客様相談室)

販売店

改良等により予告なく仕様、その他を変更する場合がありますので、ご了承ください。

TS02485 12.1
P8

miyata

業務用消火器(20L 機械泡) 取扱説明書

このたびは、ミヤタの業務用消火器(20L機械泡)をお求めいただきありがとうございます。当社はお客様の視点を軸に「安全・安心・快適」を見据えた商品をお届けしてまいります。お客様に安心してお使いいただくために取り扱い方法を説明しています。万一の不測の事態にあわてず、また安全・確実にご使用いただくために、この説明書をよくお読みのうえ、正しくお使いください。お読みになったあとは、大切に保管し、必要なときにお読み返してください。特に「安全上のご注意」はご使用前に必ずお読みください。

機械泡(水成膜)消火器(蓄圧式)

※ご家庭には「住宅用消火器」を設置してください。

- 消火器には適応火災が表示されています。適応火災はその火災の種類に適していることを意味し、実火災における消火規模を限定するものではありません。
- 消火器は初期消火の器具です。消火範囲に限りがあります。消火できなかったことによる人的、物的損害などについての補償、賠償はご容赦願います。

安全上のご注意

必ずお守りください

消火器は圧力容器です。ガスの圧力により消火薬剤を放射します。叩いたり、落としたり、強い衝撃などを与えないでください。誤った使いかたをすると、破裂等により重大な人身事故が発生することがあります。正しく安全にご使用ください。

- ⊘ この表示は、してはいけない「禁止」内容です。
- ⚠ この表示は、必ず実行していただく「強制」内容です。

危険

死亡または重傷などを負う危険が切迫して生じることが想定される内容です。

破裂等により人身事故のおそれあり

- ⊘ 錆、傷、変形、キャップのゆるみのあるものは絶対に使用しないでください。消火器を作動したとき、錆や傷等により弱くなった部分が圧力により破裂し、人身事故発生のおそれがあります。「設計標準使用期限」以内であっても絶対に使用しないでください。また、訓練用としても使用しないでください。
- ⊘ 分解しないでください。分解・修理・改造により破裂することがあります。ご不用になった消火器を処分される場合は、お求めの販売店または製造元(ラベルや取扱説明書に記載されている電話番号)にお問い合わせください。
- ⊘ 消火器を直接、火の中に投げ込んだり、熱湯や熱風をかけて加熱しないでください。容器内の圧力が高くなり、破裂することがあります。
- ⊘ 電気火災には使用しないでください。消火薬剤は水にフッ素系界面活性剤を加えた液体で通電性があります。消火薬剤の放射中及び床や壁に飛び散った消火薬剤に触れると感電することがあります。電気器具、電気設備等の火災には使用しないでください。

P1

警告

死亡または重傷などを負う可能性が想定される内容です。

破裂等により人身事故の可能性あり

- ⊘ 腐蝕しやすい場所に設置しない。湿度の高い所に置いたり、水・油・調味料(塩・醤油・味噌など)が付くことによる腐蝕などの劣化により、破裂することがあります。また、潮風や雨風にさらされる場所には設置しないでください。水などがかからない、湿気の少ない、風通しのよいところに設置してください。
- ⊘ 濡れた床や地面に直接置かないでください。腐蝕の原因になります。
- ⊘ 使用温度範囲を超える場所には設置しないでください。容器内の圧力が高くなり危険をとまねます。
- ⚠ 半年ごとに法令で定められた点検を有資格者等により実施してください。消火器の点検をしなかったことにより、火災のとき、消火器が使用できないことがあります。
- ⚠ 「設計標準使用期限(製造後10年)」を過ぎたものは、耐圧試験圧力値による水圧検査を実施してください。「設計標準使用期限」を過ぎた消火器は、経年劣化などにより破裂事故につながる場合があります。また「設計標準使用期限」以内であっても、設置条件により不具合が生じる場合があります。「設計標準使用期限」を過ぎたものは新しい消火器と交換するか、耐圧試験圧力値(ラベルに記載)による水圧検査を実施してください。水圧検査についてはお求めの販売店または製造元(ラベルや取扱説明書に記載されている電話番号)にお問い合わせください。

人身事故のおそれあり

- ⚠ 避難経路を確保しながら消火してください。無理な消火活動が続けず、避難経路を確保しながら消火してください。また火災により発生した煙やガスは人体に有害ですので絶対に吸引しないようにしてください。
- ⊘ 消火に当たっては、火元に近付きすぎないようにしましょう。ガソリン等の油火災では、放射の勢いで油が飛散し、火傷のおそれがあります。火元から3m以上離れてから放射を開始してください。
- ⊘ 人に向けて消火薬剤を放射しないでください。消火薬剤により呼吸困難や失明等の危害が発生することがあります。万一、消火薬剤が目に入ったり皮膚に付着したときは、すみやかに水洗いし、異常を感じる場合は医師の診察を受けてください。
- ⊘ 消火器をみだりに捨てたり、放置しないでください。放置された消火器を誤って使用されると破裂することがあります。ご不用になった消火器はそのまま放置しないでください。ご不用になった消火器を処分される場合は、お求めの販売店または製造元(ラベルや取扱説明書に記載されている電話番号)にお問い合わせください。

P2

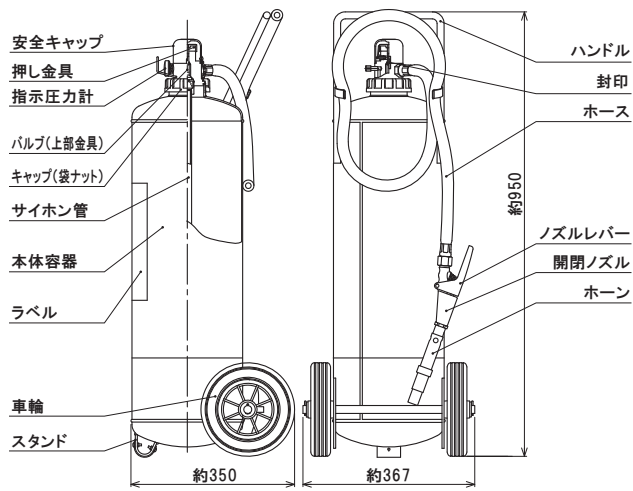
注意

傷害を負う可能性または物的損害のみが発生する可能性が想定される内容です。

- ⚠ 使用方法を普段より確認しておいてください。消火器は人が操作して初期消火をおこなう器具です。普段より操作方法等は良く確認しておいてください。無理な消火作業を続けることはやめましょう。
- ⚠ ラベルに表示されている「適応火災」を確認してください。消火器には火災の種類に対して適・不適があります。火災の大きさ、消火の時期、適応火災の違いなどにより消火できないことがあります。「適応火災について」の項目(P5)をよくお読みいただき、適正な消火器をご使用ください。
- ⊘ 消火器のためし放射は絶対にしないでください。ためし放射や一度操作したものは、使用できません。新しい消火器と交換するか、必ずつめかえをおこなってください。
- ⊘ 使用温度範囲以下となる場所には設置しないでください。使用温度範囲以下となる場所では十分な性能が得られません。また消火薬剤が凍り、放射できないことがあります。
- ⚠ 幼児の手が届かないところに設置してください。幼児のいたずらなどにより消火薬剤を放射されますと大けがをすることがあります。幼児の手にふれないところに設置してください。
- ⚠ 消火器を転倒・落下しないようにしてください。上から重量物が落ちて損傷しないところに設置してください。また地震や振動で消火器が転倒・落下しないところに設置してください。
- ⚠ 消火器は立てた状態で使用してください。消火器を横に寝かせた状態や逆さまの状態では消火薬剤が有効に放射されません。
- ⚠ つめかえはお求めの販売店または製造元にお問い合わせください。消火器のつめかえや整備をおこなうには消防設備士の資格が必要です。
- ⚠ 指示圧力計の針が緑色範囲(0.7~0.98MPa)外にあるものは有資格者による整備をおこなってください。
- ⚠ つめかえ薬剤、交換部品(弁棒、指示圧力計、パッキン等)は必ず当社指定の部品をご使用ください。指定部品以外のものを使用したことにより、消火器が正常に機能しないことがあります。指示圧力計は圧力検出部の材質が「SUS製」のものを使用し、つめかえ薬剤についてはラベルの表記を確認してください。

P3

各部の名称



改良等により予告なく仕様、その他を変更する場合がありますので、ご了承ください。

設置について

1. 上から重量物が落ちて損傷しないところ、また地震や振動等で消火器が転倒や落下しないところに設置してください。
2. 消火器を設置する時は、通行や避難に支障がないところで、万一の火災時に目につきやすく持ち出しやすいところに設置してください。この消火器はそれぞれの防火対象物からの歩行距離が下記のようになります。
防火対象物が、
普通火災(建物火災)が対象の時・歩行距離20m以下(この消火器は、油火災を対象としたときは大型消火器に該当します。)
油火災が対象の時・・・歩行距離30m以下
消火器の設置場所には、「消火器」と表示した標識を見やすい位置に付けてください。
(消火器の標識は、市町村の火災予防条例等で定められていることがありますので、市町村の消防署、消防本部等にご確認ください。)
3. 消火器の底部や金属部が床や壁を損傷させることがありますので注意してください。
4. 幼児の手が届かないところに設置してください。
5. 高温多湿のところに設置しないでください。

- 40度をこえる高温の場所(ガスコンロ・ストーブなど発熱器具の近く)では、容器内の圧力が高くなり危険をとまません。また使用温度範囲以下となる場所では満足な性能が得られません。
 - 消火器に表示されている使用温度範囲内の環境に設置してください。
 - 屋外等で直射日光や雨風・降雪にさらされる場所、厨房等で常時水を使用し湿気の多い場所、海岸近くで潮風が当たる場所、化学工場地域や温泉地帯で腐蝕性ガス(硫化水素、亜硫酸ガス、塩素ガス等)の発生のおそれがある場所では、格納箱に収納するなどの防護処置をしてください。
- ※格納箱についてはお求めの販売店または当社お客様相談室にご相談ください。
- 消防法で消火器の設置義務がある場所では、設置の本数、消火器の種類、設置届、点検報告等の決まりがあります。くわしくは、お近くの販売店にご相談の上、正しい設置をお願いいたします。

知っておいていただきたいこと

1. 適応火災について

消火器には、燃焼物の種類に応じて適応する火災が表示してあります。お求めいただいた消火器が設置場所で想定される火災の種類に適応しているものであるかご確認ください。

普通火災用(A火災)	油火災用(B火災)
木材、紙、繊維等が燃える火災 白地のマーク	天ぷら油、灯油、ガソリン等が燃える火災 黄地のマーク

● **機械泡消火器**
普通火災、油火災に適応。特に石油類の消火に威力を発揮します。木材等の深部の火災も薬剤の優れた浸透性で消火します。
※電気火災には使用できません。

2. 消火にあたって

- 逃げ道を確保しながら消火してください。また火災により発生した煙やガスは人体に有害ですので絶対に吸引しないようにしてください。
- 屋外での消火は風上よりおこなってください。近付きすぎると火傷のおそれがあります。
- 火元より3m以上離れてから放射を開始し、炎の根元を手前から掃くようにノズルを左右にふりながら放射し、順次前方に進んで消火してください。
- 機械泡消火器は、燃焼物を泡でおおうようにして消火してください。
- ガソリン等の油火災では、火元に消火薬剤が直接かかるようにして消火してください。放射の勢いで油が飛び散るおそれがありますので十分に注意してください。
- 無理な消火作業を続けることによって火災の拡大を引き起こさないよう、周囲の人に声をかけ、応援を求めるよう心掛けてください。また被害を最小限にいとめるためにも早めに119番通報してください。
- 一度消えても、また火がつくことがありますので、火元に向けて最後まで消火薬剤を放射してください。
- 消火後の火元は、おき火が残っていたり、油やガスがもれていることがありますので、必ず火元を確認してください。
- 消火後すみやかに、ガスの元せん、電源を切ってください。

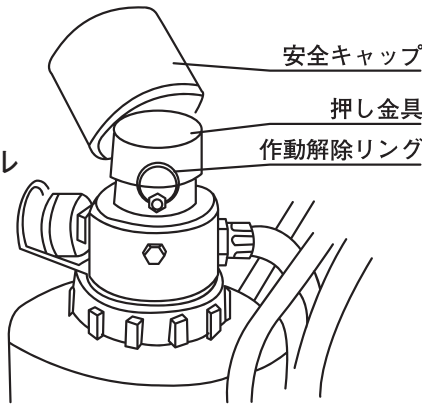
3. 消火薬剤について

- 消火薬剤が目に入ったときは、すみやかに水洗いし、目に痛みを感じたり充血した場合には医師の診察を受けてください。
- 消火薬剤が皮膚にかかった時は、すみやかに水洗いし異常を感じた場合には医師の診察を受けてください。
- 消火薬剤のかかった食物は食べないでください。飲み物ではありませんので口に入れないでください。

正しい使いかた

消火器の使用方法にもとづき正しくお使いください。

1. 安全キャップをはずし、押し金具を押す。
2. ホースをのばし、開閉ノズルを火元に向ける。
3. ノズルレバーをにぎる。消火薬剤が放射します。



5m程度はなれた位置より、燃焼物を泡でおおいつつむようにして消火薬剤を放射し消火してください。消火薬剤の放射中は、消火器のハンドルをしっかりと持ち、消火器を倒さないよう操作してください。

維持・管理について

1. 「安全キャップ」は誤作動を防ぐためのものです。絶対にはずさないでください。
2. 分解・修理・改造は絶対にしないでください。
● 消火器は圧力容器です。
● 分解・修理・改造により破裂することがあります。
3. 消火器のネジなどをゆるめないでください。
● 消火器の部品(キャップ、ホース等)をゆるめたりすると破裂事故につながる場合があります。
4. 消火器を柔らかい布で、時々掃除してください。
● 水・油・調味料(塩・醤油・味噌等)、ほこり等が付着していると腐蝕等の性能劣化をおこし永くご使用できません。
● 汚れたときは固くしぼった布でふき乾いた布で仕上げてください。
5. 掃除するときに有機溶剤(ベンジン、シンナー、ガソリン)や中性洗剤などを絶対に使用しないでください。

- ※ 消火器本体容器に「リサイクルシール」を貼付しています。ご不用になった消火器を処分する際に必要となりますので、はがしたり損傷したりしないでください。
- 6. 「設計標準使用期限」を確認してください。
● 「設計標準使用期限」を過ぎたものは新しい消火器と交換するか、耐圧試験圧力値(ラベルに記載)による水圧検査をお求めの販売店にお申し付けください。
- 7. 法的設置義務のあるところでは、消防法に基づく定期点検を実施してください。
● 半年ごとに法令で定められた点検を有資格者により実施してください。
● 消火器の機器点検・整備は、消防法の取り決めにより、消防設備士の資格を有する者がおこなえる業務とされています。お求めの販売店にお申し付けください。
- 8. 異常が見つかったときはすみやかに販売店に連絡し、機器点検・整備等の処置をおこなってください。

点検について

消火器がいつでも使用できるように点検を実施してください。

半年ごとに外観点検をしてください。

以下の項目で異常がある場合はすみやかに販売店に連絡し、機器点検・整備等の処置をおこなってください。

※法的義務設置をしている場合は、消防法に基づく定期点検を実施してください。

異常の状況により下記のような内容が想定されます。

安全キャップはついていないか 安全キャップがとれていないものは、機器点検が必要です	封印(キャップ用)は正しくついていますか 封印が切れているものや無くなっているものは、機器点検が必要です
指示圧力計の針がグリーンゾーンに入っていますか グリーンゾーンから外れている場合は、機器点検が必要です	本体容器に錆、傷、変形はありませんか
キャップにゆるみ等はありませんか	ノズルレバーがスムーズに動きますか 動きの悪いときは作動軸部に注油してください
ホースにヒビ、亀裂等がありますか (ホースを折り曲げて確認)	ホーンが異物でふさがれていませんか ホーンに詰まりがある場合は、機器点検が必要です
「設計標準使用期限」を過ぎていませんか ラベルに表示されています	車輪がスムーズに回転しますか 動きの悪いときは車軸部に注油してください

異常の状況	想定される内容
安全キャップがとれている	誤放射のおそれ
指示圧力計の針がグリーンゾーンに入っていない	使用できないおそれ
キャップにゆるみがある	破裂するおそれ
ホースにヒビ等がある	破裂するおそれ
「設計標準使用期限」を過ぎている	性能劣化、腐蝕のおそれ
封印が切れていたり無くなっている	使用済のおそれ
本体容器に錆、傷、変形がある	破裂するおそれ
ノズルレバーがスムーズに動かない	使用できないおそれ
ホーンに詰まりがある	使用できないおそれ
車輪がスムーズに回転しない	動かないおそれ

使用後について

1. 消火薬剤がかかった器物はすみやかに掃除してください。
● 飛散した消火薬剤をそのまま放置しておきますと、カビや金属類の腐蝕、塗装面を変質させるおそれがあります。また電気器具などは絶縁を低下させることがあります。
● 掃除をするときは換気をしながら、マスクやゴム手袋などの保護具を着用してください。
● よく水洗いし、水洗いできないものは水で濡らした雑巾でよくふき取ってください。
2. 消火薬剤がかかった電気機器は電源を遮断してから掃除をおこなってください。また、電気絶縁性が低下していることがありますので、専門の業者に点検を依頼してから、通電してください。
3. 残圧の放出およびホースクリーニングをおこなってください。
4. 使用後の消火器はすみやかに販売店に再充電を依頼し、元のように設置してください。
● 一度放射したものは、中に消火薬剤が残っていても、すぐに整備・再充電してください。
● 外観・機能に異常がなければ再充電して使用できます。お求めの販売店にご相談ください。
● 消火器の再充電をおこなうには消防設備士の資格が必要です。お求めの販売店にお申し付けください。
5. 消火器は、法に従って廃棄処分しなければなりません。
● ご不用になった消火器を処分される場合は、お求めの販売店または当社お客様相談室にお問い合わせください。
● 消火器を不法に捨てたり、放置すると法律で罰せられます。

消火器のリサイクルにご協力ください。